

別記様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

平成31年3月29日

栃木市長 大川秀子 様
(栃木市議会議長経由)

会派の名称 公明党議員会
会派代表者氏名 入野登志子
(所属議員 3人) 

政務活動費の交付を受けたいので、栃木市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 86,755 円

(平成31年1月～ 平成31年3月)

<内訳>

項目	金額	備考
研究研修費	46,224円	研修会参加
調査旅費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	25,740円	下野新聞他 3名分
会議費	0円	
人件費	0円	
その他の経費	14,791円	タブレット端末通信料他
支出合計	86,755円	



別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金額 46,224 円

平成31年3月26日

会派代表者氏名

入野 登志子

印

支出項目	研究研修費
内訳	平成31年2月4日 第21期自治政策特別講座 「新年度予算審議で問われる課題」 参加者：入野・小久保 (交通費2,680円参加費20,000円) × 2人 + 振込料864円 <u>合計 46,224円</u>
事由	第21期自治政策特別講座 参加のため
債権者	・自治体議会政策学会 竹下 譲 東京都文京区音羽1-5-8 イマジン第2オフィス
住所・氏名	・東武鉄道(株) 東京都墨田区押上1-1-2 ・東京地下鉄(株) 東京都台東区上野3-19-6 ・東京都交通局 東京都新宿区西新宿2-8-11 第二本庁舎 ・足利銀行(大平支店) 栃木県宇都宮市桜4-1-25

(様式第4号)

視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書

会派名	公明党議員会		科目	研究研修費
視察研修月日	平成31年2月4日			
参加者	入野登志子 小久保かおる			
視察研修名	第21期 自治政策特別講座 新年度予算審議で問われる課題			
場所	東京都新宿区谷田町2丁目29 こくほ211F			
視察研修経路				
栃木 → 北千住 → 新御茶ノ水(小川町) → 市ヶ谷				
特急券	1230円	メトロ	200円	都営 180円
運賃 890円				
市ヶ谷 → 新宿 → 栃木				
都営	180円	※運賃(領収書がないため請求しない)		
※交通費は、区間ごとに記入してください。				
支出区分	区間等	単価	数量	合計
研修参加費		20,000	2	40,000
振込料		864		864
特急券(東武)	栃木→北千住	1230	2	2460
運賃(東武)	栃木→北千住	890	2	1780
運賃(メトロ千代田)	北千住→新御茶ノ水	200	2	400
運賃(都営)	小川町→市ヶ谷	180	2	360
運賃(都営)	市ヶ谷→新宿	180	2	360
会派合計				46,224

※計算票に代えて、旅行社等からの請求書又は領収書に添付された明細書を提出してもよい。

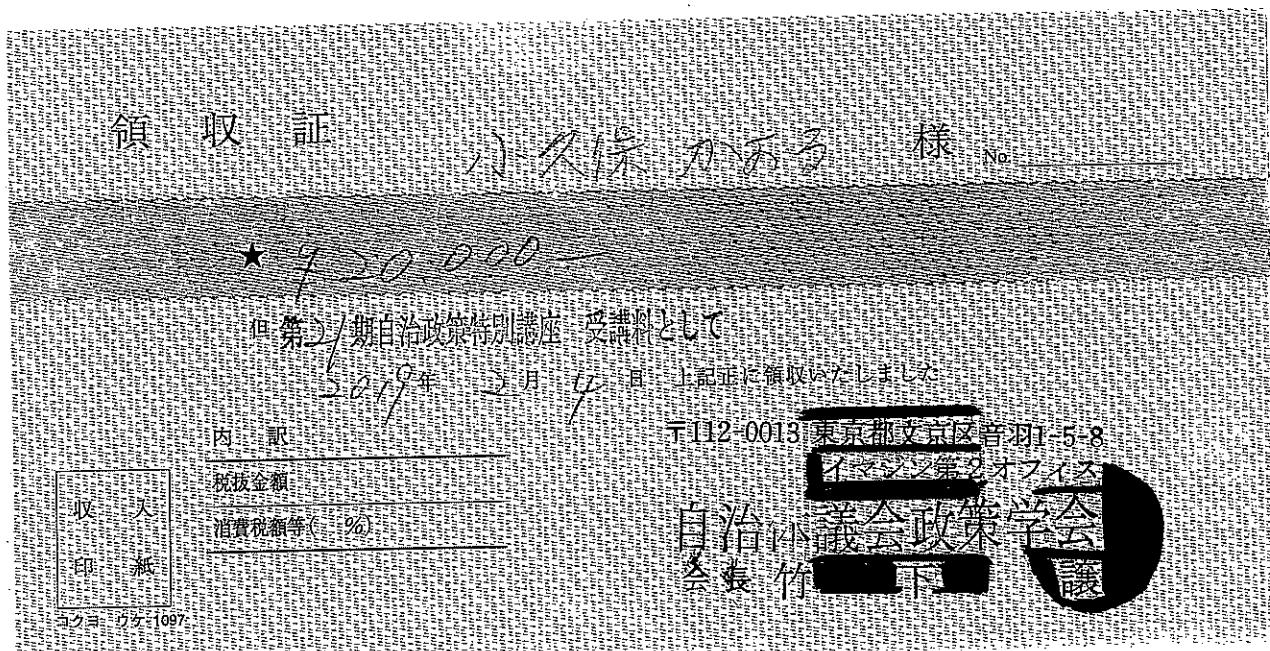
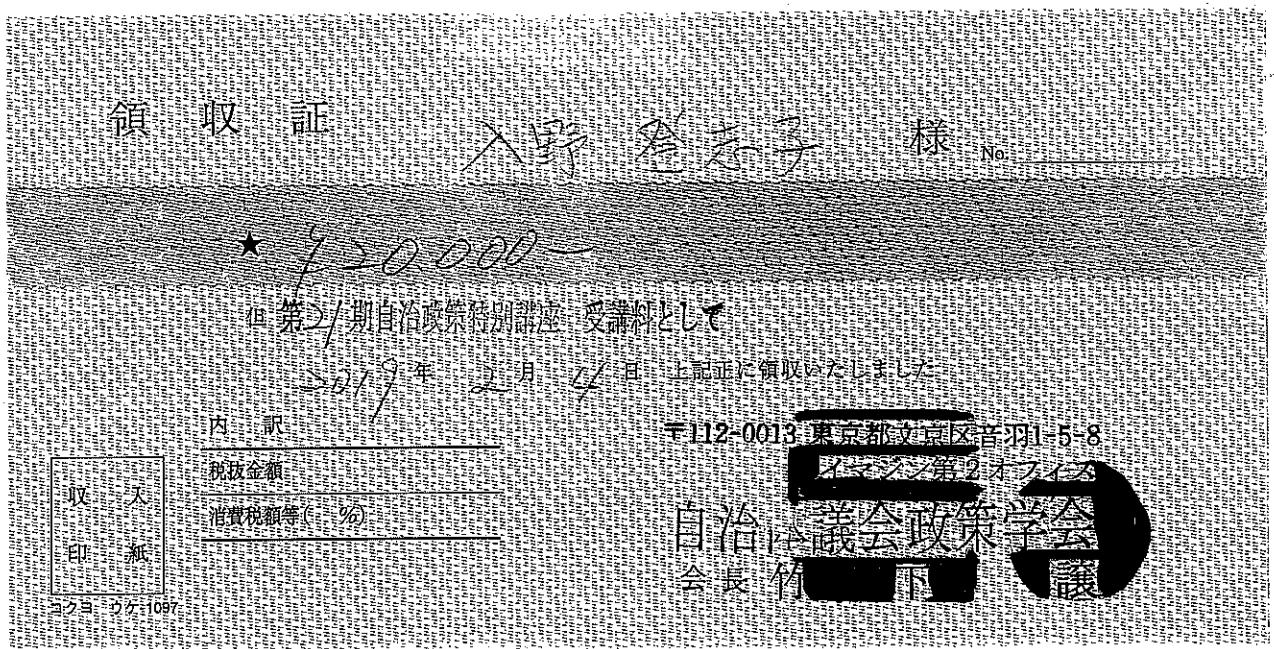
※領収書のない切符代等は備考欄に領収書なしと表示し、下欄の支払い証明を記入すること。

上記のとおり支払ったことを証明します。

平成31年3月26日

会派名 公明党議員会

代表者名 入野登志子



振込受付書(兼手数料受取書)

翌日発信了承済

振込先	支店番号	年月日
お受取人	姓 名 性別 年齢 職業 会社名 住所 電話番号	3/12/8
依頼人	姓 名 性別 年齢 職業 会社名 住所 電話番号	
<p>(おなまえ) 様へ</p> <p>○振込依頼書に記載相違等の不備があつた場合には、照金等のために振入が遅延することがあります。</p> <p>○通信機器、回線の障害等やむを得ない理由によって振込が遅延することもありますのでご了承ください。</p> <p>○振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によつては取消ができないこともあります。この場合、取消手続は返却いたしません。</p> <p>※お振込金区分が「現金・小切手等3者から振替」のときは、本額は「振込受取書(兼手数料受取書)」といいたします。なお、振込金受取書のときは表題の訂正はいたしませんが、あしからずご了承願います。</p>		

山口県下関市新町120番3 様から
（おとこ）

山口県下関市新町120番3 様から
（おとこ）

金額	千円	百円	十円	五円	一円
手数料	千円	百円	十円	五円	一円
合計	千円	百円	十円	五円	一円

(消費税が含まれています)

○振込依頼書に記載相違等の不備があつた場合には、照金等のために振入が遅延することあります。

○通信機器、回線の障害等やむを得ない理由によって振込が遅延することもありますのでご了承ください。

○振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によつては取消ができないこともあります。この場合、取消手続は返却いたしません。

※お振込金区分が「現金・小切手等3者から振替」のときは、本額は「振込受取書(兼手数料受取書)」といいたします。なお、振込金受取書のときは表題の訂正はいたしませんが、あしからずご了承願います。

出	7	納
31.1.28		
足利銀行 大平支店		

店

※お振込金区分(○印)	現金・小切手等 第3者から振替
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
預金払戻請求書	預金口座振替
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

このたびは〈あしそん〉をご利用いただきまして まことにありがとうございます。 今後とも〈あしそん〉をご用命くださいますよう よろしくお願い申し上げます。

領収書

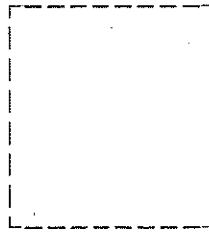
入野登志子 様

ご利用年月日 2019年02月04日

取扱内容 : 特急券

領収金額 2,120円

この領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合
があります。
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。
毎度ありがとうございます。



東武栃木駅 マルチ
1コーナ・ 21号機 担当者1
No. 8248 東武鉄道株式会社

領収書

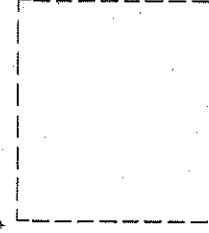
小久保 かおる 様

ご利用年月日 2019年02月04日

取扱内容 : 特急券

領収金額 2,120円

この領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合
があります。
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。
毎度ありがとうございます。



東武栃木駅 マルチ
1コーナ・ 21号機 担当者1
No. 8249 東武鉄道株式会社

● (様式第3号)

視察研修・研修会等報告書

年 月 日	平成 31年 2月4日 ~ 平成 31年 2月4日
調査目的又は研修会等の名称	第21期 自治政策特別講座 <2019年> 新年度予算審議で問われる課題
場 所	東京都新宿区市谷田町2丁目29 こくほ211F
出 席 者	入野登志子・小久保かおる

報告事項

「新年度予算ここが問題—決算から見る新たな課題」

「介護保険ここが問題—実態調査に見る高齢者虐待防止と自治体の役割」について

★新年度予算ここが問題—決算から見る新たな課題

1・H31年度、国の一般会計予算概要

2・予算・決算から見る国税・地方税

3 地方財政（あるいは地域）の格差是正

4・もはや異次元の国債依存（既にS51年国債に抱かれた財政という言葉もあった）

5・本年度の地方財政対策と自治体財政

6・自治体議会の予算審議に際し他の論点

★新年度予算ここが問題—決算から見る新たな課題(資料編)

○国の一般会計歳入歳出

上記のとおり報告いたします。

平成 31年 2月 14日

栃木市議会議長 大阿久岩人 様

会派名 公明党議員会

代 表 入野登志子

報告者 小久保 かおる

○GDPでみた税・社会保障負担・地方税の構図・GDP比一般政府支出・人口一人当

たりのGDP高齢化率○合計特殊出産率○パートタイム労働比率○失業率

○地方消費税の概要

<所感>

日本の従業者2017年6530万人から、2040年5245万人へ1285万人減少とい
う。（ゼロ成長ケース、厚生労働省）少子高齢化は世界的傾向であり、日本は、非婚化を含む
少子化の影響と日本に海外生まれの住民が少ないことも要因としてあるそうです。出生数は、
過去50年間で半減してすでに100万人を下回り、結果として、総人口に占める65歳以上
人口として比率として示される高齢化率のOECDデータによるととびぬけた高齢者移住国家
だそうです。こちらの方も、ショックでしたが、栃木市としては、政府の「地域における多文
化共生推進プラン」から10年主審地域、年齢、性別にかかわらず、お互いを認め合う多様性
への取り組みが大きく進展することの必要性を感じました。日本の従業者2017年6530
万

人から、2040年5245万人へ1285万人減少ということをからも、栃木市において、
決算から見る新たな課題を提案していきます。

★「介護保険ここが問題—実態調査に見る高齢者虐待防止と自治体の役割」について

1・高齢者虐待とは

2・高齢者虐待防止法

3・日本における高齢者虐待防止体制

4・高齢者虐待の実態と課題

5・高齢者の住まいをめぐる課題

6・議員への期待

○行政の責務○国民の責務○早期発見○家庭における養護者による高齢者虐待に対する

対応システム○通報・連絡○通報後の措置○立ち入り検査○保護措置○養護者支援

○連絡協力体制の整備○都道府県の援助等○施設の職員等による高齢者虐待防止等の措
置。

★定義における行政の責務

●虐待の防止、養護者支援等のための必要な関係機関、民間団体間の連携協力体制の強化

と整備、支援●人材の確保及び資質向上のための措置●広報・啓発活動

<所感>

相談・通報対応件数が、平成28年度、全国の1741市町村で受けた要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報対応件数は、1723件であった。平成27年度は、1640件であり83件(5・1%)増加した。行政の責務において、認知症、虐待、放置など複合的で困難なケースへの対応は1人の人間が抱え切れるものではなく身体、精神への治療、家族への介入などにおいて、スーパーバイザーとしての必要性はかなり高いものがあると感じます。

支援を進めていく上では、主体である行政のリーダーシップ、方向性の明示が背景として非常に重要です。又、地域の住民とのネットワークづくりを構築していくこともとても大切な事だと思いますが、ニーズに合った状態の変化によって継続的に提供されることが大切な事と考えます。認知症高齢者や介護家族を支援にあたり、情報提供をしていく中で、課題を一つ一つ、明確化し、栃木市の体制づくりに提案していきたいと思います。

(様式第3号)

視察研修・研修会等報告書

年 月 日	平成 31年 2月 4日
調査目的又は 研修会等の名称	第21期 自治政策特別講座 「新年度予算審議で問われる課題」
場 所	こくほ21
出 席 者	入野登志子 小久保かおる

報告事項 13:00~16:30

・第1講義 新年度予算ここが問題—決算から見る新たな課題

・第2講義 介護保険ここが問題—実態調査からみる高齢者虐待防止と自治体の役割

上記のとおり報告いたします。

平成 31年 2月 22日

栃木市議会議長 大阿久 岩人 様

会派名 公明党議員会

代 表 入野 登志子

報告者 入野 登志子

第1講義 新年度予算ここが問題

星野泉(明治大学政治経済学部教授)

はじめに 取り巻く環境

- ・平成から新たな元号の時代を迎える2019年度
- ・少子高齢化と人口減少社会
- ・ひとまちしごと
- ・出入国管理法が改正されて
- ・建て替え大規模改修が迫られる公共施設
- ・自治体戦略2040構想研究会報告と第32次地方制度調査会

日本の就業者は2017年6530万人から、2040年5245万人へ、1285万人減になるという、15歳から64歳の生産年齢（労働年齢）人口を分母として65歳以上の高齢者人口を分子とする老人人口指数の諸国平均は、上昇してきており2015年28%となっているが、その中で日本は、4.6%と2位のイタリアを8ポイントも上回ってトップである。

- ① 平成31年（2019）年度、国の一般会計予算概要一般会計100兆円、税収60兆円2
- ② 予算・決算から見る国税・地方税。税収60兆円復活は本当にすごいのか？
- ③ 地方財政（あるいは地域）の格差是正
- ④ もはや異次元の国債依存すでに昭和51（1976）年に「国債に抱かれた財政」（鈴木武雄教授）という言葉もあったのだが。
- ⑤ 本年度の地方財政対策と自治体財政
- ⑥ 自治体議会の予算審議に際しての論点

- 人口減少時代の公共施設再編。中学校単位、保育施設、小学校と縦・横の統廃合、図書館、体育関連施設、コミュニティバスなど
- 人口の減少、自治体数の減少、公務員の減少、議員の減少、人口一人当たりという観点がより重要になる。

《所感》

星野教授は、冒頭に、2040年は重要な年度である。それに向けて大きく動き出るのが、今年からだ。税収が60兆円になったのは、消費税をあげたおかげです。

東京、神奈川、愛知、大阪に法人事業税が大きくなる。人口減少するのだから、外から人を誘致するしかないかな、これば大きな話だ。

新年度予算案で消費税10%増税し、税収60兆円の大台になるが、人口減少と高齢化が進むにつれて社会保障関係費などの歳出が増えてくる。一般会計100兆円税収60兆円では、増え厳しい財政になる。

国内的には、地域格差という形で問題が生じてくる。人口減少は解決不能な問題として立ちふさがってくる。少子化と言われる国でもほとんどの国は世界的な問題で

はなく、あくまで先進諸国の一歩の問題なのである。と言われました。

様々なデータも見せていただきました。国際比較で見た日本の税金は低いです。しかし、急激には上げられない。今後どのようになるのか気になるところですが、栃木市においても人口減少は避けられません。2040年度に向けての財政健全化を目指して、税収の増加に向けての問題は、たいへん参考になりました。

第2講義

介護保険ここが問題 実態調査からみる高齢者虐待防止と自治体の役割

山田裕子（日本大学文理学部社会福祉学科教授
日本高齢者虐待防止学会事務局長）

「高齢者虐待防止と自治体の役割」

① 高齢者虐待とは何か

② 高齢者虐待防止法 高齢者虐待の防止、高齢者を擁護する者に対する支援等に関する法律（2006年4月施行）

高齢者虐待とは、養護者（高齢者を現に養護する者）、養介護施設従事者による次に該当する行為

イ 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

ニ わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者の財産から不当に利益を得る事。

○ 行政の責務

- ・虐待の防止、養護者支援等のための必要な関係機関、民間団体間の連携協力体制の強化と整備、支援
- ・人材の確保及び資質向上のための措置
- ・広報、啓発活動

○ 国の責務

理解を深め、協力の努力義務

○ 早期発見

- ・養介護施設、病院、保健所、その他高齢者福祉に業務上関係ある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者福祉には職務上有関係のある者は・・自覚し、早期発見するよう努めなければならない。
- ・啓発活動、保護の施策に協力する努力義務。

- 家庭における養護者による高齢者虐待に対する対応システム
 - ・市町村が主体・一部委託可
 - ・相談・指導・助言
 - ・通報・申告
 - ・立ち入り調査・保護・措置・連絡協力体制の整備・養護者支援
- 通報・連絡
 - ・生命又は身体に重大な危険が生じている場合
 - ・市町村への通報義務
 - ・上記以外の場合市町村への通報努力義務
 - ・被虐待者本人市町村（守秘義務あり）に申告することができる
 - ・守秘義務違反に問われない
- 通報後の措置
 - ・高齢者の安全確認
 - ・事実確認
 - ・対応協議（高齢者虐待対応協力）
- 立ち入り調査
 - ・高齢者の生命又は重大な危険が生じているおそれがある場合は、居所に立ち入り調査質問することができる
 - ・地域包括支援センター職員、高齢者福祉に関する事務に従事する職員
 - ・この場合、警察署長に援助を求めることができる（生命、身体の安全確保）
 - ・立ち入り拒否は罰則30万円
- 保護措置
 - ・市町村又は市町村長は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、保護のため、次の後を講じる
 - ・①やむを得ない措置による居宅生活支援事業のサービスの利用、特別養護老人ホーム・養護老人ホームへの入所、養護受託者（市町村長又は施設長による面会制限あり）
 - ・②成年後見開始等の審判申し立て
 - ・居室の確保（ショートステイ、養護ホーム、特養ホーム）
- 養護者支援
 - ・市町村は、養護者の負担軽減のための施策を講ずる
 - ・相談・指導・助言・必要な措置
 - ・居室の確保
 - ・防止、保護、支援のための専門的従事する職員の確保の努力義務

- 連絡協力体制の整備
 - ・市町村は老人介護支援センター、地域包括支援センター、その他関係機関、民間団体と連携協力体制を整備しなければならない
 - ・迅速な対応を配慮
- 都道府県の援助等
 - ・市町村の措置の実施に関し、市町村相互の連絡調整、情報の提供、必要な援助を行うものとする
 - ・必要な助言を行う事ができる
- 施設の職員等による高齢者虐待の防止等の措置
 - {事業者等が講じる措置}
 - ・高齢者虐待を防止するため、職員等の研修、苦情の処理体制の整備等の措置を講ずる
 - ・事業者等=老人福祉法又は介護保険法上の事業を行う者又は施設の措置の設置者その他厚生労働省で定める者
- (施設) (通報)
 - 市町村に通報　　都道府県に報告義務
 - ・養介護施設従事者・・・通報義務あり
 - ・発見した者①生命又は身体に重大な危険・・・通報義務あり②①以外・・努力義務*高齢者本人・・届け出ることができる
- (施設) (通報者について)
 - 守秘義務等は通報を妨げない（虚偽・過失以外）
 - 通報を理由に解雇やその他不利益な取り扱いを受けない（虚偽・過失以外）
- (施設) (監督権限の行使)
 - ・市町村長・都道府県知事は老人福祉法、介護保険法の権限を適切に行使する
 - *都道府県知事は、毎年度、施設職員等による高齢者虐待の状況と措置について公表する。

3 日本における高齢者虐待防止体制

- ・市町村が責任主体、都道府県がバックアップ

4 高齢者虐待の実態と課題
内容 ①養介護施設従事者等にいる虐待②養護者による虐待*死亡事例数もあり③市町村における高齢者虐待防止法対応のための体制整備等

5 (補足) 高齢者の住まいをめぐる課題

《所感》

介護保険ここが問題の講座プログラム

① 高齢者虐待とはなにか

(1) D V D 「知っていますか？高齢者虐待」および解説

(2) 高齢者虐待の定義と内容

② 高齢者虐待防止法

③ 日本における高齢者虐待防止体制、市町村が責任主体、

都道府県がバックアップ

④ 高齢者虐待の実態と課題

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(2) 養護者による高齢者虐待

⑤ (補足) 高齢者の住まいをめぐる課題

⑥ 議員への期待 についての講座を受けてきました。

初めにD V Dを見せていただきました。

普段の生活の中での高齢者への虐待でした。些細なことのようなことが、高齢者側にとっては、虐待となるのかと改めて考えさせられました。

具体的な事例として、1身体的虐待 2介護・世話の放棄・放任 3心理的虐待
4性的虐待 5経済的虐待。身体的虐待行為とは、刑法上の「暴行」と同様。高齢者虐待防止法があるため、守られる所もあると思うが、家族も施設の従事者も十分認識して行政側も対応が必要だと強く感じました。たいへん参考になりました。

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金額 25,740 円

平成31年3月28日

会派代表者 入野 登志子

支出項目	資料購入費
内訳	<p>①下野新聞 31.1月～2月 @3,035×2ヶ月 = 6,070 円 (入野) 下野新聞 31.3月 @3,350×1ヶ月 = 3,350 円 (入野)</p> <p>②下野新聞 31.1月～2月 @3,035×2ヶ月 = 6,070 円 (古沢) 下野新聞 31.3月 @3,350×1ヶ月 = 3,350 円 (古沢)</p> <p>③日経MJ (流通新聞) H31.1月～3月 @2,300×3ヶ月 = 6,900 円 (小久保)</p>
事由	調査研究のため
債権者 住所・氏名	<p>①ASA 栃木中部 () 栃木市川原田町 138-4</p> <p>②YC 栃木北部 () 栃木市箱森町 25-54</p> <p>③読売センター栃木西部 () 栃木市大平町真弓 1375-3</p>

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------

YG 領 収 書

平柳町 2-8-17 口座 お問い合わせ用
振替

入野 登志子 様

31年1月分 3,400円 左記のとおり正に領収致しました 31年1月27日

新聞名部数金額
読売統合版 1部 3,148円+税252円

ご購読ありがとうございます。今後も宜しくお願いします。

有限会社 宮本新聞
代表取締役 宮本守
栃木市神田町22-4
0282-22-2300 区023 順 59-050

ASA 新聞サービスセンター 読者番号 領 収 証

入野 登志子 様 31年 1月分

銘柄	部数	金額
下野新聞	1	3035
値引き		円
		合計金額 3035 円

上記金額正に領収致しました。
領収日 31.1月28日

お知らせ

ASA 栃木中部
栃木市川原田町138-4
TEL 0282-22-2456

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。
ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例:工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------

YG 領 収 書
平柳町 2-8-17 口座 お問い合わせNO. [REDACTED]
振替

入野 登志子 様
31年2月分 3,400 円 左記のとおり正に領収致しました 31年2月25日

新聞名	部数	金額
読売統合版	1部	3,148円+税252円

ご購読ありがとうございます。今後も宜しくお願いします。

有限会社 宮本新聞店
代表取締役 宮本守謙
栃木市神田町22-4
0282-22-2300 区023 順 59-050

ASA 新聞サービスアンカー 読者番号 35区 領 収 証
入野 登志子 様 平31年 2月分

平柳町2丁目 8-17

銘柄	部数	金額	合計金額
下野新聞	1	3,035	3,035円
G01*	1	3,035	3,035円
合計		3,035円	3,035円
本体価格		2,810円	2,810円
消費税		225円	225円
上記金額正に領収致しました。			
領収日 3年2月20日			

お引越しのご購読手続きはお済ですか！ ASAにご連絡頂ければ
お知らせ 引越し日からお読みになれます。

ASA 栃木中部
栃木市川原田町138-4
TEL 0282-22-2456 [REDACTED]

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)
日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。
ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例: 工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------



領 収 書

お名前

入野 登志子

区域	お問い合わせNo:
23	[REDACTED]

31年3月分

銘柄	部数	金額
朝日新聞	1	3400
2		
3		
合計		3400円

△左記の通り領収いたしました
31.3.27

宮本新聞店

栃木市神田町22-4
TEL 0282(22)2300

領
収
印

ご購読ありがとうございます。今後も宜しくお願ひします。

ASA

朝日新聞サービスアンカー 読者番号 [REDACTED]

領 収 証

入野 登志子 様 平31年 3月分

平柳町2丁目 8-17

銘柄	部数	金額	合計金額
下野新聞	1	3,350	3,350円
G *	1	3,350円	3,350円

本体価格 3,102円

消費税 248円

上記金額正に領収致しました。

領収日 31年3月26日

お知らせ

ASA 栃木中部

栃木市川原田町138-4

TEL 0282-22-2456

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。
ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例:工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------



柳橋町 12-22

領 収 書

口座 お問い合わせNO
振替

古澤 ちい子 様

31年1月分 3,400 円

左記のとおり正に領収致
しました 31年1月25

新聞名	部数	金額
読売新聞 統合	1	3,400

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54
0282-23-8666 区0055 順400-000集集)



柳橋町 12-22

領 収 書

口座 お問い合わせNO
振替

古澤 ちい子 様

31年1月分 3,035 円

左記のとおり正に領収致
しました 31年1月25

新聞名	部数	金額
下野新聞	1	3,035

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54
0282-23-8666 区0055 順401-000集集)

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。

ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例:工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------

Y C 領 収 書

柳橋町 12-22

□座 お問い合わせNO. [REDACTED]
振替

古澤 ちい子 様	
31年 2月分 3,400 円	
左記のとおり正に領収致しました。年 2月 2日 31. 2. 2	
新聞名部数金額	
読売新聞 統合	1 3,400

Y C 栃木北部 [REDACTED]

栃木県栃木市箱森町25-54
0282-23-8666 区 0055 順 397-000 集 集) [REDACTED]

Y C 領 収 書

柳橋町 12-22

□座 お問い合わせNO. [REDACTED]
振替

古澤 ちい子 様	
31年 2月分 3,035 円	
左記のとおり正に領収致しました。年 2月 2日 31. 2. 6	
新聞名部数金額	
下野新聞	1 3,035

Y C 栃木北部 [REDACTED]

栃木県栃木市箱森町25-54
0282-23-8666 区 0055 順 398-000 集 集) [REDACTED]

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。

ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例:工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------



柳橋町 12-22

領 収 書

口座 お問い合わせNO
振替

古澤 ちい子

様

31年 3月分 3,400 円

左記のとおり正に領取致
しました。31年3月27日

新聞名	部数	金額
読売新聞 統合	1	3,400

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-5 4
0282-23-8666 区0055 順 397-000 集集)



柳橋町 12-22

領 収 書

口座 お問い合わせNO
振替

古澤 ちい子

様

31年 3月分 3,350 円

左記のとおり正に領取致
しました。31年3月27日

新聞名	部数	金額
下野新聞	1	3,350

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-5 4
0282-23-8666 区0055 順 398-000 集集)

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。
ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例: 工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------

領 収 証 SZ 6 12 区 76

小久保 かおる 様

上高島120-3

31年1月分

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
下野新聞 (外税225) <消費税>	1	2,810 225	3,035
			(税込)

34. 1. 25 日

あけましておめでとうござります。今年も変わらぬご愛顧のほど宜しくお願ひ致します。

ご賜物ありがとうございます。
上記の金額領取致しました。
領取金額には消費税が含まれています。

ASA 栃木南部
株 加賀新聞店
栃木市大平町西野田1-5
TEL 0120-66-7265
FAX 43-7319



上高島 120

領 収 書

お問い合わせNO.

小久保 かおる			左記のとおり正に領收致しました。年月日
31年1月分		2,300 円	31. 3. 28
新聞名	部数	金額	口座振替申込受付中! 振替手数料は無料です
日経流通新聞	1	2,300	

読売センター栃木西部

大平町真弓1375-3
0282-43-0858 区008 順 68-000 集

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。

ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例:工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費
-----	--------	----	-------

領 収 証

SZ 5 12 区 76

小久保 かおる 様

上高島120-3

31年2月分

銘柄名	部数	金額
下野新聞 (外税225) <消費税>	1	2,810 225

31年 2月 25日

合計金額(円)

3,035

(税込)

購読料は便利な口座振替、クレジットでどうぞ。どこの金融機関でもご利用戴けます。

ご購読ありがとうございます。
上記の金額領収致しました。
領取金額には消費税が含まれています。

ASA 栃木南部
(株) 加賀新聞店
栃木市大平町西野田1-5
TEL 0120-66-7265
TEL 43-7265 FAX 43-7319



領 収 書

上高島 120.

お問い合わせNO. [REDACTED]

小久保 かおる 様

31年 2月分 2,300 円

左記のとおり正に領収致しました 31. 2. 26

新聞名	部数	金額
日経流通新聞	1	2,300

口座振替申込受付中!
振替手数料は無料です

読売センター栃木西部

大平町真弓 1375-3
0282-43-0858 区 008 順 68-000 集 [REDACTED]

◎新聞代 (マニュアルより抜粋)

日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。
ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例:工業新聞・教育新聞・農業新聞)

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	資料購入費										
領 収 証 SZ 4 12 区 77 小久保 かおる 様 上高島120-3													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄名</th> <th>部数</th> <th>金額</th> <th>合計金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下野新聞 (外税248) <消費税></td> <td>1</td> <td>3,102 248</td> <td>3,350</td> </tr> </tbody> </table>		銘柄名	部数	金額	合計金額(円)	下野新聞 (外税248) <消費税>	1	3,102 248	3,350	31年3月分 31. 3. 27 年月日			
銘柄名	部数	金額	合計金額(円)										
下野新聞 (外税248) <消費税>	1	3,102 248	3,350										
<p>新生活を応援します! 朝日新聞。</p> <p>ご購読ありがとうございます。 上記の金額領収致しました。 領収金額には消費税が含まれています。</p> <p>ASA 栃木南部 (株) 加賀新聞店 栃木市大平町西野田1-5 TEL 0120-66-7265 FAX 43-7319</p>													
<p>Y 領 収 書</p> <p>上高島 120</p> <p>お問い合わせNO. [REDACTED]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">小久保 かおる 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">31年3月分 2,300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">左記のとおり正に領収致しました。年月日 31. 3. 27</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 新聞名 部数 金額 日経流通新聞 1 2,300 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 口座振替申込受付中! ! 振替手数料は無料です </td> </tr> </table> <p>読売センター栃木西部 [REDACTED] 大平町真弓1345-3 0282-43-0858 区 008 順 68-000 集 [REDACTED]</p>				小久保 かおる 様		31年3月分 2,300 円		左記のとおり正に領収致しました。年月日 31. 3. 27		新聞名 部数 金額 日経流通新聞 1 2,300		口座振替申込受付中! ! 振替手数料は無料です	
小久保 かおる 様													
31年3月分 2,300 円													
左記のとおり正に領収致しました。年月日 31. 3. 27													
新聞名 部数 金額 日経流通新聞 1 2,300													
口座振替申込受付中! ! 振替手数料は無料です													
<p>◎新聞代 (マニュアルより抜粋)</p> <p>日刊新聞の購読料は、1紙目は自費とする。政務活動に必要な新聞であれば、日刊新聞又は専門紙のどちらでも、2紙目から3紙目を政務活動費の対象とし、1紙目の領収書も併せて添付する。</p> <p>ただし、議員の職業に関わる新聞は対象外とする。(例: 工業新聞・教育新聞・農業新聞)</p>													

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金額 14,791 円

平成31年3月11日

会派代表者氏名 入野 登志子

支出項目	その他の経費
内訳	<p>①タブレット端末通信料 (H31.1月～H31.3月分) (1ヶ月分 680円×3ヶ月分 2,040×3人分 <u>6,120円</u>)</p> <p>②パソコンインク代 <u>5,443円</u> (古沢)</p> <p>③自宅用パソコンインターネット利用料 1/6充当 1月～3月 9,687円×1/6=1,614円 1,614円×2人分=<u>3,228円</u> (入野・小久保)</p>
事由	調査研究のため
債権者 住所・氏名	<p>①栃木市長 大川秀子 栃木市万町 9-25</p> <p>②ヤマダ電機栃木店 栃木市箱森町 690-1</p> <p>③ケーブルテレビ（株） 栃木市樋ノ口町 43-5</p>

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	その他の経費
タブレット端末通信料 H31.1月分～3月分 (@ 680×3ヶ月 = 2,040円)			
納入通知書兼領収書			
平成30年度		通知書番号 6700041896-00-00	
納付者	栃木市平柳町2-8-17 入野登志子 様		
タブレット端末通信料政務活動費分 平成31年1月分～3月分			
納付金額	2,040円		
納入期限			
所属	34100000 議会事務局 議事課		
会計	01 一般		
款	20 諸収入		
項	05 雜入		
目	04 雜入		
節	02 雜入		
細節	01 雜入		
説明	24 タブレット端末自己負担金等(議事課)		
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		取納済印	
			
65000210590000			
			
A43067000418960000A			

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会		科目	その他の経費
タブレット端末通信料 H3.1. 1月分～3月分 (@680×3ヶ月=2,040円)				
納入通知書兼領収書				
平成30年度 通知書番号 6700041894-00-00				
納付者	栃木市大平町上高島120-3 小久保かおる 様			
	タブレット端末通信料政務活動費分 平成31年1月分～3月分			
納付金額	2,040円			
納入期限				
所属	34100000 議会事務局 議事課			
会計	01 一般			
款	20 諸収入			
項	05 雜入			
目	04 雜入			
節	02 雜入			
細節	01 雜入			
説明	24 タブレット端末自己負担金等(議事課)			
上記のとおり納付してください。				
栃木市長 大川 秀子				
栃木市				
		収納済印		
				
65000210590000				
 A 4 3 0 6 7 0 0 0 4 1 8 9 4 0 0 0 0 A				
納入通知書兼領収書				
平成30年度 通知書番号 6700041895-00-00				
納付者	栃木市柳橋町12-22 古沢ちい子 様			
	タブレット端末通信料政務活動費分 平成31年1月分～3月分			
納付金額	2,040円			
納入期限				
所属	34100000 議会事務局 議事課			
会計	01 一般			
款	20 諸収入			
項	05 雜入			
目	04 雜入			
節	02 雜入			
細節	01 雜入			
説明	24 タブレット端末自己負担金等(議事課)			
上記のとおり納付してください。				
栃木市長 大川 秀子				
栃木市				
		収納済印		
				
65000210590000				
 A 4 3 0 6 7 0 0 0 4 1 8 9 5 0 0 0 0 A				

② 古沢



テックランド栃木店
0282-20-5251
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中！

領收書

No. 0304-405-055616 [現金壳]

2019/02/28 15:51

レジ担当:411886

販売担当:411886

3194694017 BC310	310
キャノンイク 1:持帰 外08	¥2,420
3194695014 BC311	310
キャノンイク 1:持帰 外08	¥2,620
小計	¥5,040
+消費税	
税込計	¥5,443
合計	¥5,443
(内消費税	¥403)
現金	¥5,443
お預り	¥10,000
お釣り	¥4,557



B0304405055616B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでないと返品が出来ません。

付印紙税申告納
税務署承認済
高崎

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

□□□□□□□□□□□□
◆ YAMADA 買取 ◆
□□□□□□□□□□□□
ファッショングルやゲームなど無料査定
不用なモノが現金やポイントに!
詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】
0304-405-055616

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 入野 1月～3月分	1人	1/6充当	9,687円×1/6=1,614円

領 収 証

入野 登志子 様

金額 ￥9,687

但 平成31年1月～平成31年3月
インターネット接続料として

平成31年3月11日 上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社
〒328-0024 栃木県栃木市道之町43-5
TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1838

(様式第5号)

領収書添付票

会派名	公明党議員会	科目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料	1人	1/6充当	

小久保 1月～3月分 9, 687円×1/6=1, 614円

領 収 証

小久保 かおる 様

金額 ￥9, 687

但 平成31年1月～平成31年3月
インターネット接続料として

平成31年3月11日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社
〒328-0024 栃木県栃木市御幸町48-5
TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1812